

国立大学法人神戸大学研究費不正使用防止計画

令和3年12月

神 戸 大 学

国立大学法人神戸大学（以下「本学」という。）においては、「国立大学法人神戸大学における研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき、「国立大学法人神戸大学研究費不正使用防止計画」（以下「不正使用防止計画」という。）を以下のとおり定めるものである。

第1 目的

不正使用防止計画は、本学における研究費の適正な運営・管理を確保し、不正使用等を防止することを目的とする。

第2 取組方針

- 1 本学における研究費の運営・管理体制の明確化、運営・管理に関わる者の責任と権限を明確にするものとする。
- 2 本学における研究費の運営・管理に係る実態の把握及び検証結果に基づき、不正を発生させる要因に対し本学が優先的に取り組むべき事項を具体的に定めるものとする。
- 3 本学における不正使用防止計画の実施状況、改善状況並びに文部科学省をはじめとする関係各省庁又は他機関等からの情報及び対応状況等を勘案して、適宜見直しを行うものとする。

第3 構成員の責務

- 1 構成員は、研究費の運営・管理に関し、法令、学内規則等を遵守し、高い倫理と公正、誠実かつ清廉性をもって不正使用防止計画の実施に取り組まなくてはならない。
- 2 構成員は、研究費の運営・管理に関し、不正の事実を知ったときは、通報窓口に通報することができるものとする。

第4 責任者の役割

- 1 研究費最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）の具体的な役割と責任
 - 1) 不正使用防止対策に関する基本方針の策定及び周知
 - 2) 研究費の適正使用のための取組指針の策定及び周知
 - 3) 定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図らなければならない。
 - 4) 実効性のある対策とするため、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を講じなければならない。
 - 5) その他不正使用防止に必要な措置

2 研究費統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）の具体的な役割と責任

- 1) 不正使用防止計画の策定
- 2) 不正使用防止計画の実施及び実施状況の確認
- 3) 不正使用防止計画の実施状況の最高管理責任者への報告
- 4) その他不正使用防止に関すること
- 5) コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画の策定
- 6) 不正を起こさせない組織風土を形成するための啓発活動に関すること

3 研究費コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）の具体的な役割と責任

- 1) 不正使用防止対策の周知、実施
- 2) 不正使用防止対策の実施状況の確認
- 3) 不正使用防止対策の実施状況の統括管理責任者への報告
- 4) コンプライアンス教育の実施
- 5) コンプライアンス教育の受講状況の管理監督
- 6) 研究費の管理・執行に係るモニタリングの実施
- 7) 研究費の管理・執行に対する改善指導
- 8) 誓約書の徴取及び提出状況の管理
- 9) 研究費コンプライアンス推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）の任命
- 10) その他不正使用防止に関すること
- 11) 推進副責任者を任命する場合は、責任範囲を明確に区分しなければならない。
- 12) 推進副責任者を任命した場合は、5)から8)及び10)についての役割を推進副責任者に委任することができる。委任した場合は、実施状況を定期的に報告させるものとする。
- 13) 事務部門に副責任者を任命し、研究費の管理・執行に関する情報が着実に伝達される体制を構築することができる。

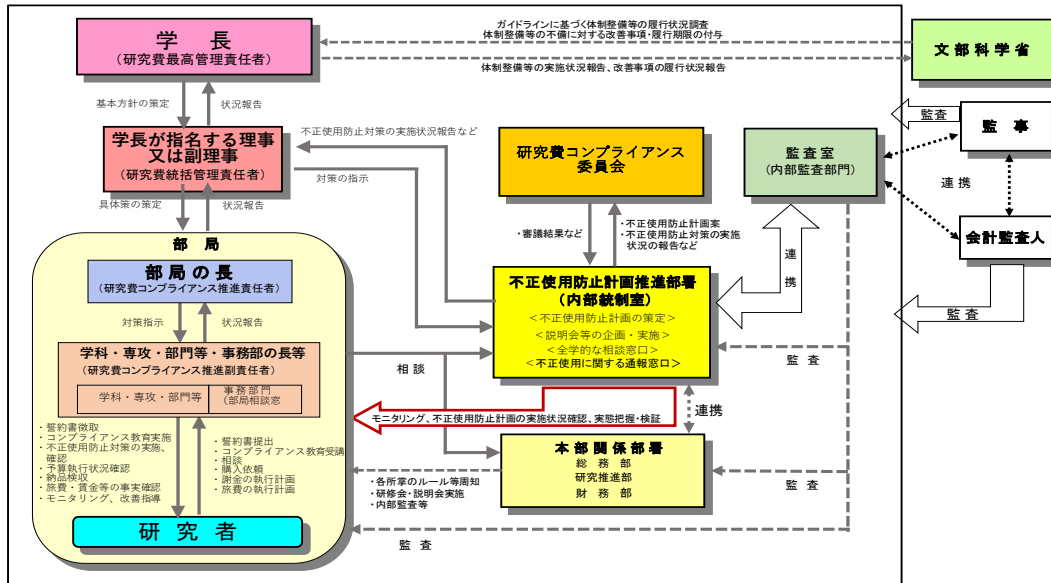
4 学科、専攻等の推進副責任者の具体的な役割と責任

- 1) コンプライアンス教育の受講指導、受講状況の管理監督
- 2) 研究費の管理・執行に係るモニタリングの実施
- 3) 研究費の管理・執行に関する改善指導
- 4) 誓約書の徴取及び提出状況の管理
- 5) その他不正使用防止に関すること

5 事務部門の推進副責任者の具体的な役割と責任

- 1) 研究費の管理・執行に係るモニタリングの実施
- 2) 研究費の管理・執行に関する改善指導
- 3) 事務担当者のコンプライアンス教育の受講状況の管理監督
- 4) 誓約書の徴取及び提出状況の管理
- 5) 研究費の執行状況資料の管理
- 6) その他事務部門における不正使用防止に関すること

研究費の管理・監査体制図



第5 公表・周知

- 不正使用の防止に向けた取組状況を本学のホームページ等で公表するとともに、その施策を継続的に推進するものとする。
- 本学における研究費に関するルールを明確化を図り、研修会の開催、その他の方法により構成員の規範意識の向上をはかるものとする。

第6 モニタリング等

内部統制室は、監事、会計監査人、監査室と連携し、内部監査結果を不正使用防止計画へ反映させる等、本学の不正発生の可能性を最小にすることを旨とし、大学全体の研究費についての運用状況、執行状況のモニタリングを行い、その結果を推進責任者に連絡するものとする。

第7 不正使用防止の具体的対策

不正を発生させる要因を把握し、不正使用防止のための具体的対策を次のとおり定める。

- 責任体系の明確化及び適正な運営・管理の基礎となる環境の整備（別紙）
- 不正使用等の防止に向けた具体的項目の実施（別紙）

第8 不正使用防止計画の実施状況の把握

統括管理責任者は、大学全体の不正使用防止計画等の実施状況を確認して、最高管理責任者に報告しなければならない。また、最高管理責任者は、定期的に統括管理責任者及び推進責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図るものとする。

第9 不正な経理等への対応

- 1 研究費の不正使用又は不正使用の疑いに関する通報を受け付ける通報窓口を設ける。
- 2 通報及び調査に関しては、国立大学法人神戸大学における研究費不正使用に関する通報等処理規程の定めるところによる。
- 3 調査の結果、不正使用が明らかとなった場合、不正使用に関与した構成員に対して、本学が定める就業規則等に則り懲戒処分等を行い、氏名等を公表する。
- 4 最高管理責任者は、当該不正使用に係る改善策を講じ、その内容を周知する。

第10 実務者連絡会の設置

本学に「研究費の管理・監査体制等連絡会」を置き、研究費に係る不正使用防止計画案、規則等の策定、研究費の運営・管理の実態把握及び必要な改善策の策定等に関し、実務上の問題点等の意見交換及び連絡調整を行い、研究費の管理・監査体制の充実を図る。